# 市からのお知らせ

記号の意味
- 主 主催者
- 人 対象・定員
- 日 日時・期間
- 所 場所・会場
- ¥ 費用（記載のないものは無料）
- 物 持ち物
- 申 申込方法
- 問 問い合わせ
- 保育あり

## 申し込み記入例

あて先は
各記事の申込先へ

住所の記載がないものは
〒181-8555
三鷹市役所○○課へ

往復はがきの場合は
返信用にも住所・氏名を記入してください

1. 行事・事業名(希望日・コース・回)
2. 郵便番号・住所
3. 氏名(ふりがな)
4. 年齢(学年)
5. 連絡先(電話番号・ファクス番号、メールアドレス)
6. そのほか必要事項(保育希望の有無など)

## お知らせ

### 11月は児童虐待防止推進月間「気づくのは　あなたと地域の心の目」

子育ての悩みや不安など、さまざまな理由で起きる児童虐待を防ぐ第一歩は、相談することです。子ども家庭支援センターでは、子育て中の悩みなどの相談に応じています。また、子どもの不自然な外傷や育児放棄などの異変に気付いたら、迷わず、同センターに連絡・相談してください。

問同センター☎0422-40-5925

### みたか地域SNS(ポキネット)の会員登録方法が変わりました

11月からポキネットの会員登録方法が「招待制」から「登録制」に変わりました。入会したい方はHPhttp://www.mitaka-sns.jp/にアクセスし、登録してください。
※登録にはパソコンや携帯電話のメールアドレスが必要です。

問みたか地域SNS運営委員会事務局
✉sns-info@mitaka-sns.jp

### 落ち葉清掃にボランティア袋を

個人や団体の方が道路・公園など公共の場所をボランティア活動の一環として清掃したときのごみ・落ち葉は、ボランティア袋(無料・サイズは45ℓ)で収集します。

**◆申請方法**

ごみ対策課(市役所第二庁舎2階)、市政窓口で所定の申請書に必要事項を記入してください。申請できる袋の上限は団体(3人以上)が100枚、個人は30枚までです。1回で、複数回の清掃活動に必要なボランティア袋の申請ができます。

**◆ボランティアごみの出し方**

燃やせるごみと燃やせないごみを分別し、家庭ごみと一緒に集積場所に出してください。1世帯で出せる量は3袋までです。3袋を超える場合や自宅前に出せない場合は事前に同課にご連絡ください。

問同課☎内線2533

### 生産緑地地区の都市計画変更案を縦覧します

三鷹都市計画生産緑地地区の都市計画変更案について、縦覧と意見書の受付を行います。

**◆縦覧**

日11月5日(月)～19日(月)の平日午前8時30分～午後5時15分
所まちづくり推進課(市役所5階55番窓口)

**◆意見書の提出**

申11月19日(月)(必着)までにご意見と必要事項(上記参照)を記入し、電子メールまたは郵送で✉machidukuri@city.mitaka.tokyo.jp・「〒181-8555まちづくり推進課」へ
問同課☎内線2811

### 11月9日(金)～15日(木)は秋の火災予防運動「守りたい　防災の心でみんなの笑顔」

空気が乾燥して火災が発生しやすい季節です。暖房器具の取り扱いに注意し、家の周りに可燃物を置かないなど、一人ひとりが防火意識を持ちましょう。

**◆消防ポンプ自動車による市内火災予防広報パレード**

日11月9日(金)午前9時から
問防災課☎内線2284

**◆防火のつどい**

◇第1部　表彰式
◇第2部　あさみ ちゆきコンサート
日11月14日(水)午後0時45分～3時
所芸術文化センター
申11月5日(月)～9日(金)午前9時～午後5時に三鷹消防署または各消防出張所へ(先着制)
問同消防署☎0422-47-0119

### みたか観光案内所臨時休業のお知らせ

日11月10日(土)～14日(水)
※11月6日(火)～16日(金)は三鷹の森ジブリ美術館休館のため、同案内所で当日チケットの販売は行いません。
問みたか都市観光協会☎0422-40-5525

### 第25回みたか市民愛の献血デー

主三鷹市社会福祉協議会、三鷹市献血推進協議会
日11月15日(木)午前10時～午後4時(午前11時30分～午後1時を除く)
所緑の小ひろば(三鷹駅南口)
申当日会場へ
問三鷹市社会福祉協議会☎0422-46-1108

### 女性に対する暴力をなくす運動

11月25日は「女性に対する暴力撤廃国際日」です。毎年11月12日～25日は国や地方自治体などが協力して「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

**◆女性のためのこころの相談(三鷹市)**

人在勤・在学を含む女性市民
日毎週木・土曜日(祝日、年末年始を除く)の午後1時～5時(1人1時間まで)
所女性交流室(中央通りタウンプラザ4階)
申相談・情報センター☎0422-44-6600(月～金曜日)、同室直通☎0422-71-0030(土曜日午後1時～5時)へ

**◆三鷹市男女平等参画相談員による相談**

人在勤・在学を含む市民
申相談・情報センター☎0422-44-6600へ

**◆女性に対する暴力に関する相談(内閣府)**

申DV(ドメスティック・バイオレンス)相談ナビ☎0570-0-55210

**◆人権相談(法務省)**

申女性の人権ホットライン☎0570-070-810(全国共通)、子どもの人権110番☎0120-007-110(全国共通)
問企画経営課☎内線2116

## 住宅の新築・改修に伴う固定資産税の減額制度

※いずれの制度も都市計画税は減税されません。

### ●認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額制度

◇対象家屋
平成21年6月4日～26年3月31日に新築した認定長期優良住宅(法律規定のもの)で、居住部分の床面積が家屋全体の2分の1以上あり、1戸当たり50㎡(一戸建て以外の貸家は40㎡)～280㎡の住宅
※区分所有家屋(マンションなど)の場合は、専有部分と共用部分(按分)の床面積を合計。
◇減額税額
新築の翌年度から5年間(3階建て以上の中高層耐火建築物は7年間)、居住部分に相当する固定資産税額の2分の1(1戸あたり120㎡相当分まで)
申問新築した年の翌年の1月31日までに、申告書に長期優良住宅の認定通知書・変更認定通知書・承認通知書のいずれか1点の写しを添えて資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2364へ
※長期優良住宅の認定については建築指導課☎内線2824へ。

### ●バリアフリー改修に伴う固定資産税の減額制度

◇対象家屋
平成19年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上で、次の①～③のいずれかに該当する方が居住する住宅(賃貸住宅を除く)
①65歳以上の方
②要介護または要支援の認定を受けている方
③障がいのある方
◇対象改修
平成19年4月1日～25年3月31日に行った、床の段差解消など所定のバリアフリー化工事で、工事費用の自己負担額が30万円以上のもの
◇減額税額
工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり100㎡相当分まで)
※1戸につき1回限り。新築住宅や耐震改修に係る減額制度との併用はできません。
申問工事が完了した日から原則3カ月以内に、申告書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2364へ

### ●高齢者・身体障がい者(児)のための住宅改修に関する補助制度(いずれも改修前に要相談)

◇高齢者の住宅改修
問高齢者支援課☎内線2684・2623

◇身体障がい者(児)の住宅改修
問地域福祉課☎内線2656

### ●省エネ改修に伴う固定資産税の減額制度

◇対象家屋
平成20年1月1日以前から所在し、居住部分の割合が家屋全体の2分の1以上である住宅(賃貸住宅は除く)
◇対象改修
平成20年4月1日～25年3月31日に行った、窓の断熱改修工事(二重サッシ化、複層ガラス化など)または窓の断熱改修工事と併せて行う床・天井・壁などの断熱改修工事で、当該部位が新たに現行の省エネ基準に適合する30万円以上のもの
◇減額税額
工事完了年の翌年度分の固定資産税の3分の1(居住部分で1戸当たり120㎡相当分まで)
※1戸につき1回限り。新築住宅や耐震改修に係る減額制度とは併用できません。
申問工事が完了した日から原則3カ月以内に、申告書に必要書類を添えて資産税課(市役所2階28番窓口)☎内線2364へ